ベルギーのNIDをめぐる近年の動向

Ш 田 直 夫

本稿の課題

照しながらNIDがベルギー経済に与える影響に 取り上げた。そこではNIDとはどのような税制 Interest Deduction)と呼ばれる企業課税制度を 文(以下、山田(二〇一一)と記す。)において、 であるかを説明し、ベルギーのマクロデータを参 ルギーで導入されているNID 筆者は本誌の第五一巻第一二号に掲載した小論 (Notional

> が国の法人税改革について考えてみたい。 る。そして最後にベルギーの動向を踏まえて、 て、実際の制度改正と学術研究の観点から紹介す は、ベルギーのNIDをめぐる近年の動きについ 究も行われるようになってきた。そこで本稿で 業のデータを用いたNIDに関する精緻な実証研 いる。さらに学術的な面では、ベルギーの個別企 NIDについてはいくつかの制度改正が行われて わ

る。ACEやNIDの説明は既に山田 Equity)と呼ばれる税制のベルギーでの名称であ I D は、 ACE (Allowance for Corporate $\stackrel{\frown}{=}\stackrel{\frown}{=}\stackrel{\frown}{=}$

Ν

ついて大雑把ではあるが検討を加えた。その後、

にする読者もいると思われるため、本稿の中でも一)で行っているが、こうした用語をはじめて目

必要な範囲で改めて説明を行う。

そして、四節では近年発表されたベルギーのNI われたNIDに関する制度改正について触れる。 る。ここでは、ベルギーがACEの代表的導入国 外のACE導入国の動向についても簡単に紹介す Dに関する実証研究をサーベイする。 であることも示す。 は 今後の研究課題について検討する。 では本稿の議論をまとめ、 ACEについて説明するとともに、 本稿の構成は以下のとおりである。 次の三節では、ベルギーで行 わが国の法人税改革や 最後の ベ 続く二節で ルギ 五節 i 以

一、ACEの概要と導入国の動向

(1) ACEの概要

企業が資金調達をする場合に税制が影響を及ぼは、負債利子が法人税の課税ベースから控除されは、負債利子が法人税の課税ベースから控除される。しかし、企業が負債で資金調達をした場合す。つまり、企業が負債で資金調達をした場合

そうした税制の一つがACEである。ACEは、資金調達について税制上等しく扱う必要がある。達に影響を与えないためには、負債と株式による達を優遇しているのである。税制が企業の資金調は控除されない。したがって、負債による資金調は控除されない。したがって、負債による資金調

で、負債利子だけでなく、一定の手順に従って求Institute for Fiscal Studies から提案された税制

九

九

年

に

イギリス

0)

研

究機

関で

ある

除するというものである。 めた株式の機会費用も法人税の課税ベースから控

Business Income Tax) と呼ばれている。 提案されており、CBIT (Comprehensive うした税制は、一九九二年にアメリカ財務省から することを認めないという措置も考えられる。こ 税制上等しく扱うということであれば、負債利子 も株式の機会費用も法人税の課税ベースから控除 ちなみに、負債と株式による資金調達について

> る。それに対して図表1に示したようにACEあ るいはACEに類似した制度は、 筆者の知る限

て、ベルギーとブラジルは継続的に現在もACE ギー、イタリアで導入されたことがある。そし クロアチア、ブラジル、オーストリア、ベル

る。近になって以前とは若干異なる形で再導入してい近になって以前とは若干異なる形で再導入してい を採用しており、イタリアは一旦廃止したが、 最

ので、現在はベルギーがACEの代表的導入国と に導入したが二〇〇〇年に廃止してしまっている 課税ベースから控除するクロアチアとベルギー 近いのは、株式の帳簿価額の一定割合を法人税の タイプである。 クロアチアは最も早い一九九四年

は、ラトビアでもACEが導入されていることを なお、濱田 (二〇一〇) とペリー (二〇〇九)

いうことができる。

(2) 導入国の動向

に対しても中立的であるが、CBITは投資決定 また、CBITはドイツで類似の税制が に関しては非中立的であることが知られてい ACEは企業の資金調達だけでなく、投資決定 ACEとCBITを比較してみると、 理論的に 一部導入 る。

されているが、一般に導入国はないと言われてい

Institute for Fiscal Studies が提案したACEに

ベルギーの NID をめぐる近年の動向

図表1 諸外国の ACE の動向

国	期間	名称	概要
クロアチア	1994- 2000	Protective Interest	株式の帳簿価額の一定割合を控除
ブラジル	1996-	Remuneration of Equity	株式の帳簿価額の一定割合まで配当分を 控除
オーストリア	2000- 2004	Notional Interest	新規株式の帳簿価額の一定割合に対して 軽減税率を適用
ベルギー	2006-	Notional Interest Deduction	株式の帳簿価額の一定割合を控除
イタリア	1997- 2003	Dual Income Tax	新規株式の帳簿価額の一定割合に対して 軽減税率を適用(ただし、2000年は新規 株式の帳簿価額の120%、2001年は140% の一定割合に対して軽減税率を適用)
	2011-	Notional Interest Deduction	新規株式の帳簿価額の一定割合を控除

(出所) Klemm (2007) p.235などから筆者作成

額

(株式の機会費用

は、

調整後自己資本にみな

利子率を乗じて求める。ここで、

調整後自己資

国法人である。法人税の課税ベースから控除するベルギー法人税の対象となるベルギー企業及び外年度から)導入されている。対象となる企業は、ベルギー法人税の対象となるベルギー企業及び外のボースののでは、

諸国で導入され、 と軽減税率が適用される部分の二つに分けること は、 指摘している。またイタリアの Dual Income Tax から名づけられたものである。したがって、 (二元的所得税) とは関係ない。 議論にも大きな影響を与えた Dual Income 法人所得を法定の法人税率が適用される部分 NIDに関する制度改正 わが国 1の金融で 所得課税 0 北欧 体 化

〇・五%上乗せしたものになる。NIDの特徴と みなし利子率は大企業のみなし利子率にさらに は六・五%(二〇一一、二〇一二課税年度につい ギー一○年償還国債の利率が用いられ、その上限 する部分) ては三・八%)である。なお、中小企業に対する と表現しているものである。また、大企業に対す るみなし利子率としては適用年の二年前のべ の調整をしたもので、 自己資本から二重計算や不正使用を回避するため ては、 N I D 超 過 額 がある場合に翌年度以降七年間の繰越 図表1では株式の帳簿価額 (控除対象額が所得を超過

ル

ついては、二〇一三課税年度は三% 中 小企業は

本とは前期末におけるベルギー会計基準に基づく

七四%(中小企業は三・二四%)になった。二〇 三・五%)で、二〇一四課税年度については二・ 四課税年度の二・七四%という値は、二〇一二

レット(NOTIONAL INTEREST DEDUCTION:

設定されている。また、ベルギー財務省のパンフ 年の七月から九月の一〇年償還国債の利率を基に

度において大企業に適用されるみなし利子率は三 2013 - Income 2012)によると、二〇一三課税年 an innovative Belgian tax incentive Tax Year

えて大企業に対するみなし利子率の変遷を示すと %(中小企業は三・五%)である。これらを踏

図表2のようになる。

が

:可能であることが挙げられる。

最近、このベルギーのNIDについ

て規模を縮

ついては、一定の制限の下で、これまでと同様 し、二〇一二課税年度終了時点のNID超過額 ては、二〇一三課税年度より廃止され 一方、NID超過 額の七年間の繰越控除につい ただ

控除の廃止である。まず、みなし利子率の上限に

し利子率の上限の引き下げとNID超過額の

繰越 みな

小する方向の改正

並が行わ

た れ た。

具体的

には、

ベルギーの NID をめぐる近年の動向

図表2 大企業に対するみなし利子率

単位:%

きない、

③残り

の四

〇%は翌年度以降

無期

限に

控

ユー

口を超える部分はその六〇%までしか控除

○ 崩

0 0

万

ユ

]

口までは控除できる、

2

00万

七年

繰越ができる。ここで一定

の制

限

とは

		十匹 : 70
課税年度	みなし利子率	みなし利子率 の上限
2007	3.442	6.500
2008	3.781	6.500
2009	4.307	6.500
2010	4.473	6.500
2011	3.800	3.800
2012	3.425	3.800
2013	3.000	3.000
2014		2.740

(出所) ベルギー財務省の資料などから筆者作成

控

あ D 万

n

まり、 万ユ の場合、 る 除 期 超 ユ 超える部分 税年度の繰越控除適用 たる二〇万 六〇%の三〇万ユーロ 除できる、 過 限] 0 計算 に繰越い 1 額 口 13 0 口 繰越控除は合計一三〇万ユーロで、 は課税で 残 は か が認 ゴー 法 0 というも 額 ら 一 三 〇 (すなわ のうち、 人税が課税される。 所得 ロに めら 万 ユ の算定 万ユ のである n つい ち 1 五. までしか控除できな る Ŧī. 前 口 0 1 \bigcirc 0 ては七年間ではなく、 は控除できるが、 0 万ユ の最後 万ユ 所得 る。 である。 口を差し引いた二〇] が] 例えば二〇 の段階で行わ 口 ただし、 五〇万 なお、 の四 13 0 0 繰越 。 に それ Ν ュ 61 五. 7 T]

は

を

П

四、NIDに関する実証研究

NIDについての論文は、導入の経緯を説明するものや概要を数値例で紹介するものがあるだけるものや概要を数値例で紹介するものがあるだけ。 であったが、先にも指摘したように、近年データ に導入されているので、データが揃ってきている。 ということが考えられる。ここでは Van Campenhout and Van Caneghem (2011)、 Kestens, Van Cauwenberge and Christiaens (2012)、Princen (2012)という三つの研究を取

析が行われていないということ、である。NIDが投資に与える影響についてはほとんど分ては確定的な結論が得られていないということ、

Van Campenhout and Van Caneghem(2011)は、ベルギーの中小企業を分析対象とし、どうは、ベルギーの中小企業を分析対象とし、どう

ている。一つは欧州経済において中小企業が重要この論文では中小企業に注目する理由を二つ挙げ与えるのかという点について分析を行っている。

な位置を占めているから、もう一つは大企業とN

いられているデータはビューロ・ヴァン・ダイクる必要があるから、というものである。分析に用IDの規定が異なる部分があるので分けて分析す

報に関するデータベースである。また、アンケーこれはベルギーとルクセンブルグの企業の財務情社(Bureau van Dijk)のBELFIRSTで、

と

から明らかになることを先取りして述べると、

中

り上げ、研究の動向を把握したい。このサーベイ

小企業を対象とした分析が主に行われているこ

NIDが企業の資本構成に与える影響につい

免

がNIDとの選択制になっており、 税投資準備金を受けていた経験は導入確率にマイ に関しては、 税投資準備金は中小企業に対する優遇措置である ナスに影響するという結果を得ている。 IDの導入確率にプラスに影響し、借入比率や免 と二〇〇六年の階差をとったデータが用いられて については、 ることはできない。 いる。主な結果についてであるが、 成については短期的な影響を見るため二〇〇五年 九九八年から二〇〇七年までであるが、 NIDについて知っていることはN NIDは重大な影響を与えていない 方、資本構成に与える影響 NIDの導入 両方を利用す なお、 資本構

1

·調査

の結果も用いられている。

分析対象期間

ば

確認するというものである。また、この論文で使 (二〇〇六~二〇〇八年)の負債比率の変化 年の二〇〇五年を基準にして、その後の三年 点である。分析の具体的な内容は、 業の成長の重要な決定要因であるから、 く貢献するから、もう一つは、資本構成は中小企 てい の論文でも中小企業を取り上げる理由を二つ挙げ IDの導入という変化を反映しているかどうかを 雇用の大半を創造し、 る。 一つは、 中 小企業が経済の基礎を形成 経済成長と革新に大き NID導入前 という二 が N 間

用されているデータもビューロ・ヴァン・ダイ る。主な結論は、 (Bureau van Dijk) NIDが中小企業の資本構成 の B E L F I R S T で あ

社

る影響については したがって、 人税収の低下は大きいということの二点である。 NIDが中小企業の資本構成に与え Van Campenhout and Van

重大な影響を及ぼすということとNIDによる法

としている。

Kestens,

Van

Cauwenberge and

Christiaens N I Dが

資本構成に与える影響について分析している。こ

は、中小企業を分析対象とし、

Caneghem (2011) とは反対の結論を得ているこ

とになる。

Princen (2012) は、NIDが企業の負債比率

と呼ばれる統計的手法を用いて分析している。こ の分析には、政策変更の影響を受けた企業と受け に与える影響ついて、Difference-in-differences

なかった企業の政策変更前後(つまり二〇〇六年

六%であることから、大企業の方が影響が大きい

低下が約四・九%なのに対して中小企業が約

四

. (7)

報に関するデータベースであるビューロ されているデータは、 ン・ダイク社 の前後)のデータが必要になる。この論文で使用 USで、政策変更の影響を受けた企業としてベル (Bureau van Dijk) ヨーロッパの企業の財務情 の A M A D ・ヴァ Ē

ギー企業、影響を受けなかった企業としてフラン

対しては明確な影響を与えていないとしている。

ス企業及びドイツ企業を取り上げている。また分

に分けて同様の分析を行い、大企業の負債比率 債比率低下の程度は、小さいもので約二%、 大き いもので約七%である。また、大企業と中小企業 くつかのケースについて分析を行っているが、負

を低下させるというものである。この論文では

える影響についても分析を行い、 はない。さらに、この論文ではNIDが投資に与 り、みなし利子率が○・五%上乗せされる企業で 業とは欧州委員会の定義をもとにしたものであ という結果を得ている。ただし、ここでの中小企 NIDは投資に

五、おわりに

(1) 本稿のまとめ

本稿では、

ベルギーのNIDをめぐる近年の動

き下げられ、 象とした分析や投資に与える影響に関する研究が ルギーの 方向の改革が行われたのである。この背景にはべ になった。つまり、 きを実際の制度改正と学術研究の観点から紹 確定的な結論がまだ得られていないことが明らか 不足しており、 研究が蓄積されてきているものの、 制度改正の面では、みなし利子率の上限が引 学術研究の面では、 財政状況の悪化があると考えられる。 七年間のNID繰越控除が 資本構成に与える影響につい NIDという制度を縮小する データを用い 大企業を対 た精緻な実 `原則' ても 廃止 介し ま

(2) わが国の法人税改革

所得課税の実効税率(法人所得に対する租税負担二五・五%に引き下げられた。これに伴い、法人い。わが国の法人税率は二○一二年に三○%から最後にわが国の法人税改革について考えてみた

しかし、現行の法人税制が企業行動に対して影響から三五・六四%に引き下げられた(図表3)。

と地方税の税率を合計したもの)も四○・六九%

の一部が損金算入されることを調整した上で国税

んど行われていないが、経済のグローバル化が進人税改革の議論では中立性についての議論はほとを与えていることには変わりがない。わが国の法

む中で、ACEのような企業行動に影響を与えな

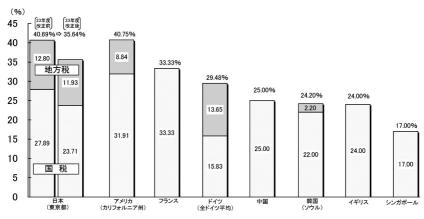
導入を検討する際には、わが国を対象にしたシなってくると思われる。また、わが国へのACEい法人税制についても考えていくことが必要に

ミュレーション分析を行う必要があるが、その他

になった。

図表3 法人所得課税の実効税率の国際比較

(2012年4月現在)



注

(出所) 財務省ウエッブサイト

えで重要であるといえるだろう。

積していくことは、

わが国の法人税制を考えるう

ル

ギーのNIDの動向を把握することやNIDが

、ギー企業に及ぼす影響についての実証分析を蓄

ギ 分 ー 析

は

ACEの代表的導入国であるので、

ベ

0

結果も参考になる。

前述したようにべ

ルル

に実際の導入国の実態や導入国を対象とした実証

再導入されたイタリアのACEについて紹介したものとして、PwC の European Tax Newsalert Mar 21, 2012 (http://www.pwc.com/en_US/us/tax-services-multinationals/newsletters/european-tax-newsalert/assets/pwc-italy-notional-interest-deduction.pdf) などがある。
NIDの制度改正については、KPMGのウエッブサイある。

← (http://www.kpmg.com/BE/en/IssuesAndInsights/ArticlesPublications/TaxandLegalNewsFlashes/e-tax-flash/Pages/law-fiscal-financial-provisions.aspx?utm_source=newsletter&utm_medium=email&utm_content=

20-12-2012&utm_campaign=e-tax-flash) や TrustConsult Group のウエッブサイト(http://www.trustconsultgroup.com/?page=newstweets&id_news=54)などを参考にしている。

(参考文献

濱田洋(二○一○)「企業行動に対する租税の影響とその是正濱田洋(二○一○)「企業行動に対する租税の影響とその是正濱田洋(二○一○)「金銭市における税制の動向―経済危機下における税制(国際人道税〈航空運賃税〉を含む)―」『租税研究』第七二○号、一七五―二運賃税〉を含む)―」『租税研究』第七二○号、一七五―二運賃税〉を含む)―」『租税研究』第七二○号、一七五―二

山田直夫(二〇一一)「ベルギーの法人税制―NIDについて ―」『証券レビュー』第五一巻第一二号、一二一―一三六頁 Institute for Fiscal Studies(1991)*Equity for Companies: A Corporation Taxfor the 1990s*, A Report of the IFS Capital Taxes Group Chaired by Malcolm Gammie.

Kestens, K., P. Van Cauwenberge and J. Christiaens (2012) "The effect of the notional interest deduction on the capital structure of Belgian SMEs," *Environment and Planning C: Government and Policy* 30, 228–247

Klemm, A. (2007) "Allowances for Corporate Equity in

Practice," CESifo Economic Studies 53(2), 229-262

Princen, S. (2012) "Taxes do Affect Corporate Financing Decisions: The Case of Belgian ACE," CESifo Workig Papers No. 3713

U. S. Department of the Treasury (1992) Integration of the Individual and Corporate Tax Systems: Taxing Business Income Once, U. S. Government Printing Office.

Van Campenhout, G. and T. Van Caneghem (2011) "How did the notional interest deduction affect Belgian SME's capital structure?," Small Business Economics, DOI 10.1007/s11187-011-9364-1

(やまだ ただお・当研究所主任研究員)